
『東京臨海部実証実験』 参加規約

2021年2月26日改正

本参加規約（以下、「本規約」という。）には、「東京臨海部実証実験（以下、「実証実験」という。）」における東京臨海部実証実験運営事務局（以下、「事務局」という。）、実証実験受託者（以下、「受託者」という。）及び実験参加者（以下、「参加者」という。）の間の権利義務関係が定められています。本実証実験の参加に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

（目的）

第1条 本規約は、実証実験の施行について、受託者と参加者が相互に協力する上で必要な事項を定めることにより、実証実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とします。

（相互協力）

第2条 事務局、受託者及び参加者は、実証実験にあたり、相互に協力するものとします。

（行政上の手続き）

第3条 本規約に基づく実証実験の施行に際し、機器等の設置に伴う行政上の手続きや他の公共施設の管理者等との協議、調整は、原則として、当該機器等を管理する者が実施するものとします。

2 手続きに当該機器等を管理する者以外の協力が必要な場合は、事務局と参加者間で協議の上、実施するものとします。

（実証実験の施行区分及び費用負担区分）

第4条 参加者は、実験時の車両運行計画の立案及び実験車両の運行管理を行うものとします。

2 参加者は、運行に関するデータ収集を実施するとともに、受託者の分析・評価に御協力頂くものとします。

3 実証実験に用いる車両は、参加者の負担により手配するものとします。

4 実証実験に用いる車載器の負担および手配は、「表 施行区分および費用負担（役割分担）」に従うものとします。「表 施行区分および費用負担（役割分担）」に記載されていない費用に関しては、受託者及び参加者間で協議の上、費用負担区分を協議するものとします。

5 その他、詳細な費用負担に関しては、「表 施行区分および費用負担（役割分担）」に従うものとします。「表 施行区分および費用負担（役割分担）」に記載されていない

費用に関しては、受託者及び参加者間で協議の上、費用負担区分を協議するものとします。

- 6 実証実験の実施に必要な範囲で、必要に応じ、参加者の費用負担額について事務局に報告いただくものとします。

表 施行区分および費用負担（役割分担）

区分	機材・ソフトウェア・作業等	受託者	参加者
インフラ協調システムの提供	通信機材（ITS 無線受信機、ETC2.0 車載器、モバイル通信端末）準備、HDD 費、通信機材送料	○	—
	配信データ（準静的・準動的データ）の CAN 出力機能の構築費	○	—
	各種関連ハードウェア（PC 等）の準備費	○	—
	情報配信機能の構築	○	—
	ビューアソフト（配信データを地図と重ね合わせて表示）	○	—
配信データの評価・確認	配信データ確認・評価作業費	—	○
	配信データ確認用 PC	—	○
実験車両・システムの準備	車両・システム準備費（インフラ協調システムの配信データを車両制御・ドライバへの情報提供で利用するもの）	—	○
	車両の輸送・保管費用	—	○
	地図データの自社フォーマットへの変換	—	○
	CAN メッセージ利用時の変換	—	○
車両ドライバの準備	ドライバ人件費	—	○
準静的・準動的データの評価・確認	評価作業費（車両燃料費、高速道路料金など）	—	○
	評価結果報告費	—	○
実験車両の動態管理	動態管理システム（GPS・加速度センサ含む）の運用費	○	—
	実験データとして回収に必要なドライブレコーダーの準備費	○	—
	安全な実験遂行のために必要なドライブレコーダーの準備費	—	○
	動態管理システム・その他実験データ収集に必要な機材の設置費	—	○

(実験車両の走行箇所)

- 第5条 参加者は、前条に記載された内容を実証することを目的として、定められた公道区間における自動運転車両の走行を行う際には、あらかじめ受託者に提出した走行計画書に従った方法で走行するものとします。
- 2 受託者から走行ルートの一部指定や走行を依頼する場合がございます。

(実験車両)

- 第6条 実験車両は道路運送車両の保安基準の規定（昭和26年運輸省令第67号）に適合していることとします。（同令第55条第1項に規定する地方運輸局長の認定又は第56条第4項に規定する国土交通大臣の認定を受け、既定の特例を受けているものを含む）また、道路運送車両法の規定により、国土交通大臣又は自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を有し、公道上を走行できる車両であることとします。
- 2 実験車両は、テストドライバが緊急時等に安全を確保するために必要な操作を行うことができるものであることとします。
 - 3 本実証実験は、信号情報提供技術、高速道路における路車連携による自動運転支援技術、インフラ協調型の次世代型公共交通システムについて、各技術の課題および有効性を実証するために行うものである為、実証実験においてはインフラ協調システムの配信データを自動運転または安全運転支援で利用する車両を用いて検証すること。
 - 4 PCまたは車載ECUに地図データをインストールし、車載センサから得られた情報を基に地図上の自車位置の推定ができる機能を有する車両であることとします。
 - 5 自動運転機能を搭載した車両を実験に使用する場合は、あらかじめ、参加者自身で、テストコース等の施設で走行安全が担保できていることを確認すること（自動運転システムに新たな機能を追加した場合を含む）。
 - 6 自動走行開始／終了する際に警報音を発する等、明確にシステム切り替えを示すこと。
 - 7 自動運転機能の機能限界又はまもなく機能限界に達することを検知した際や、システム故障を検知した際など、十分な時間的余裕を持ちドライバへ操作要請を行ってください。ただし、ドライバへ運転移譲しない、又はできない場合は車両を安全に停止させてください。
 - 8 参加者は、実験車両が第1項から第7項に適合していることについて、具体的な確認方法を記述した書面を事務局に提出して下さい。
 - 9 事務局は、前項の記述内容から必要と判断した場合には、第三者の試験等による確認を行うことを推奨することとします。その際には、事務局は試験所等での早期受検等について支援を行うものとします。
-

(実験車両のドライバ)

- 第7条 実験車両の走行は、参加者によって手配したテストドライバが道路交通法を始めとする関係法令を遵守して行ってください。
- 2 テストドライバが実験車両の運転者席に乗車して、常に周囲の道路交通状況や車両の状態を監視（モニター）し、緊急時等には、他人に危害を及ぼさないよう安全を確保するために必要な操作を行うこと。
 - 3 第1項のテストドライバは実験車両の自動運転機能の有無や自動運転レベルによらず、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に沿うものとし、実験前にガイドラインの内容や実験時の注意事項に同意するものとします。
 - 4 テストドライバは以下の条件を満たす者としてください。
 - 実験車両の種類に応じ、法令に基づき運転に必要とされる運転免許を保有し、相当の運転経験を有する者
 - 実験車両の自動走行システムの仕組みや特性を十分に理解し、実験車両の緊急時操作に習熟している者（必要に応じて、教育やトレーニングを実施する）
 - 実証実験実施後のアンケート等の調査に協力が可能な者
 - 関係法令における運転者としての義務を負い、仮に、交通事故等が発生した場合には、常に運転者としての責任を負うことを認識していただける者
 - 5 交通事故や緊急時は被害者の救護を最優先し、その後警察等へ状況報告等を行うなどの処置を確実にできる者としてください。
 - 6 その他、事故処置や交通規則を含め、ドライバに求められる義務を遵守できる者としてください。
 - 7 参加者は、テストドライバが第2項から第6項に適合していることについて、具体的な確認方法を記述した書面を事務局に提出して下さい。
 - 8 事務局は、前項の記述内容から必要と判断した場合には、第三者の試験等による確認を行うことを推奨することとします。その際には、事務局は試験所等での早期受検等について支援を行うものとします。

(第三者試験結果の取扱い)

- 第8条 第6条第9項及び第7条第8項に定める試験を受験した参加者は、下記に示す基準を満たしたかについて、事務局に報告して下さい。

基準：

システムの性能：道路線形に沿って走行できること、一時停止などの法令や規則を遵守できること

テストドライバの対応：システムが対応できない場面において、適切な介入によって対応できること（この基準を満たしたテストドライバを以下、「特定ドライバ」という。）

-
- 2 第6条第9項及び第7条第8項に定める試験を受験した参加者は、特定ドライバ以外の者をテストドライバとして実験車両の運転者席に乗車させる場合には、当該テストドライバに対して試験結果を踏まえた十分な教育・訓練を行わなければなりません。

(実験車両の安全管理)

- 第9条 参加者は、実験車両を安全に管理し、交通事故等の防止に努めなければなりません。
- 2 参加者は、各社内あるいは組織内に安全管理体制を構築し、責任者と担当者を特定し、受託者に連絡しなければなりません。
 - 3 事務局および受託者は、実証実験時に参加者の責により、交通事故等が生じた場合の一切の責任を負いません。
 - 4 実験車両においては、実験中に発生した交通事故や交通違反の事後検証を行うことができるよう、ガイドラインに沿って、各種データ等の記録・保存を行うものとします。
 - 5 実験車両に係るセンサ等により収集した各種データやセンサの作動状況等について、事故等の事後検証に利用可能な方法にて、記録・保存を行ってください。
 - 6 受託者が提供する静的高精度 3D 地図、各種実験機材、各種ソフトウェア他等はいくまでも試作品のため、参加者は提供されるこれらの実験機材一式に依存せず、安全に実証実験を進めるよう努めなければなりません。
 - 7 事務局は、安全管理の目的でクラウド型動態管理システムを用いて、実験車両のモニタリングを行うものとします。参加者は、同システムへの実験車両の登録とモニタリングに同意するものとします。
 - 8 実験車両に車両周辺の状況や車両状態情報の記録を行うドライブレコーダーやイベントデータレコーダー等を搭載するものとします(車両前方の状況だけでなく、車両後方及び車両内の状況についても記録を行うこと。なお、車両前方・後方を撮影するドライブレコーダーについては、実証実験において貸与する機材で代用可とします)。
 - 9 必ずドライバが運転席に乗車し、常に周囲の道路状況を監視し、緊急時には必要な操作ができる状態としてください。
 - 10 緊急時対応の要領や連絡体制等、関係者間で認識すべき事項を书面化し、周知してください。
 - 11 自動車損害賠償責任保険に加えて、別紙の必要種目・保証額を満たす任意自動車保険へ加入頂く必要があります。尚、自動車保険の費用は参加者が負担して頂きます。
 - 12 受託者から提供される各種機材が外部から情報を受信し、編集して出力するこれらの情報の瑕疵により交通事故が生じた場合には、参加者が責任を負うものとします。
 - 13 交通事故が生じた場合には、参加者は、第8項のドライブレコーダーやイベントレコーダー等に記録された実験車両周辺の状況や車両状態情報を内閣府 SIP、事務局及び受託者に提供する等、内閣府 SIP、事務局及び受託者が行う調査に協力するものと
-

します。

- 1 4 前項に定める参加者の協力により内閣府 SIP、事務局及び受託者が事故調査の為に取得した情報は、参加者の許諾なく内閣府 SIP、事務局、事務局に設置する調査委員会及び受託者以外の者に開示または提供しません。ただし、法令に基づき適正な手続きにより請求がなされた場合はこの限りではありません。

(事前提出物)

- 第 1 0 条 受託者にて準備する走行計画書に必要な事項を記入し、定める期日までに受託者へ提出しなければなりません。
- 2 走行計画書提出以降にその内容に変更があった場合は、参加者は受託者に対して速やかにその変更内容を連絡しなければなりません。
 - 3 事務局または受託者が走行計画書を変更した場合には、変更事項について、定める期日までに受託者へ提出して下さい。

(実験報告)

- 第 1 1 条 参加者は、特段の理由がない限り、受託者から指定された期日・期間内に別途定められた内容に従い、実験報告書/データを提出しなければなりません。
- 2 実験中に発見したデータの不具合等については受託者へ報告しなければなりません。
 - 3 受託者から、参加者またはドライバーに対して、アンケート調査や実験結果に関する照会を行う場合があります。参加者は、特段の理由がない限り、これに応じることとします。
 - 4 受託者が貸与した実験機材のログデータについては、受託者への提供をしなければなりません。

(実験データの第三者への提供)

- 第 1 2 条 内閣府 SIP、関係省庁、事務局及び受託者は、実験結果の評価のために、実験時の走行データやその他調査結果を、分析作業の委託先や関係機関等を開示する場合があります。個社名のわかる形で開示する資料については、事前に開示可否を参加者へ確認します。
- 2 他の SIP 自動運転の事業受託者や大学・企業等を含む第三者より、調査研究のために実験時の走行データやその他調査結果の利用申請があった場合には、事務局における利用目的等の審査の上、開示する場合があります。個社名のわかる形で開示する資料については、事前に開示可否を参加者へ確認します。

(成果等の公表又は頒布)

- 第 1 3 条 事務局及び受託者は、収集した実験データを、個別の車両及び個別の参加者を特定で
-

きないよう統計的に処理し、実証実験の成果として公表又は頒布することができる
こととします。

- 2 実験に用いた各種データやシステムの仕様やセキュリティに関わる情報は公表又は
頒布することはできません。
- 3 本実証実験でインフラ協調システムより配信する情報の取扱い方法は、事務局また
は受託者が必要に応じて開催する参加者説明会、進捗報告会、情報共有会等の会合等
で事務局から提示し、参加者はこれに従うこととします。
- 4 参加者は、実験のデータや成果等を自ら公表する場合には、受託者に許可を得るもの
とします。

(特許出願)

第14条 受託者及び参加者が、実証実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許出願
を行おうとするときは、受託者と参加者間で協議するものとします。

(損害賠償等)

- 第15条 実証実験の施行に起因して受託者及び参加者間に生じた損失は、受託者の責に帰す
る場合を除き参加者が負担するものとします。交通事故等により第三者に損害が及
んだときは、参加者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとします。
- 2 実証実験の施行に起因して、第三者から苦情があったときは、緊急対応を除き、受託
者及び参加者間で協議の上、原則として参加者が必要な措置を講じるものとします。
なお、措置に要した費用は、受託者の責に帰する場合を除き参加者が負担するもの
とします。
 - 3 障害発生等により、実験ができない事態となった場合、受託者は、参加者に対する損
害補償等を行わないものとします。
 - 4 受託者から提供される各種機材（静的高精度3D地図、各種実験機材、各種ソフト
ウェア他等）が出力する情報の瑕疵により交通事故が生じた場合には、参加者が責任
を負うものとします。

(財産の帰属)

第16条 本規約に基づき設置完了後の実験機器等の財産区分については、それぞれの費用負
担者に帰属するものとします。

(実証実験の期間)

第17条 実証実験の期間は2019年～2021年度末とする。ただし、期間の変更を行う場合が
あります。

(実証実験参加の中止)

第18条 参加者が自らの都合で、実証実験の参加を中止する場合には、受託者と事務局及び参加者間で協議の上、実証実験参加を中止できるものとします。なお、一度中止された場合、再開することはできません。

- 2 実証実験の施行に際して、参加者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、受託者は、参加者へ実験中止を要請することがあります。
 - 1) 申請事項等の全部または一部に虚偽の記載があった場合
 - 2) 実証実験の参加要件を満たさなくなった場合
 - 3) 参加者について、反社会的勢力との関係が判明した場合
 - 4) 内閣府から指示があった場合
 - 5) その他、事務局が実証実験の参加を適当でないと判断した場合

(規約の変更)

第19条 本規約の内容を変更する必要がある場合には、事務局は、本規約を変更し、変更後の規約について参加者に同意を得るものとします。

(協力事項)

- 第20条 事務局または受託者が必要に応じて開催する参加者説明会、進捗報告会、情報共有会等の会合には原則、参加とします。
- 2 受託者が必要に応じて開催する進捗報告会、情報共有会等の会合等において、受託者から参加者へ実験結果の報告等の発表を依頼した場合は、実験結果の報告等の発表に協力して頂きます。
 - 3 受託者および参加者は実証実験のPR映像撮影、マスコミ取材等のイベント、その他事務局または受託者より依頼する評価事項(インパクトアセスメントなど)に協力して頂きます。

(守秘義務)

第21条 参加者は実験結果等以外の2次的に知り得る情報について、外部に漏らしてはなりません。第21条は、実証実験の参加中止後3年間、および実証実験終了後3年間は有効とする。

(貸与機材の取扱)

第22条 受託者より貸与する機材のリバースエンジニアリングは禁止します。また、輸出管理法に則った適切な管理を行うこととします。

(その他)

第23条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、事務局、受託者及び参加者間で協議の上、定めるものとします。
